

令和 8 年度
旭川中核企業成長支援事業
支援先企業 募集要領

令和 8 年 7 月

旭川市 経済部 産業振興課

【問合せ・申請先】

「旭川中核企業成長支援事業」事務局合同会社デロイトトーマツ

Mail : r8_asahikawa_seityoushien@tohatsu.co.jp

目 次

1 目的	2
2 支援内容	2
3 申請要件	5
4 申請方法	7
5 選考について	8
6 その他の注意点	8

1 目的

本事業は本市経済の持続的成長に向け、地域経済を牽引する中核企業の創出を目指し、売上高概ね10億円以上またはそれに近い規模の市内企業を対象として、個別ヒアリングを通じて経営課題及び成長可能性を構造的に整理・分析することで、企業の成長を後押しするとともに、翌年度以降に実施を予定する公募型伴走支援事業につなげることを目的とします。

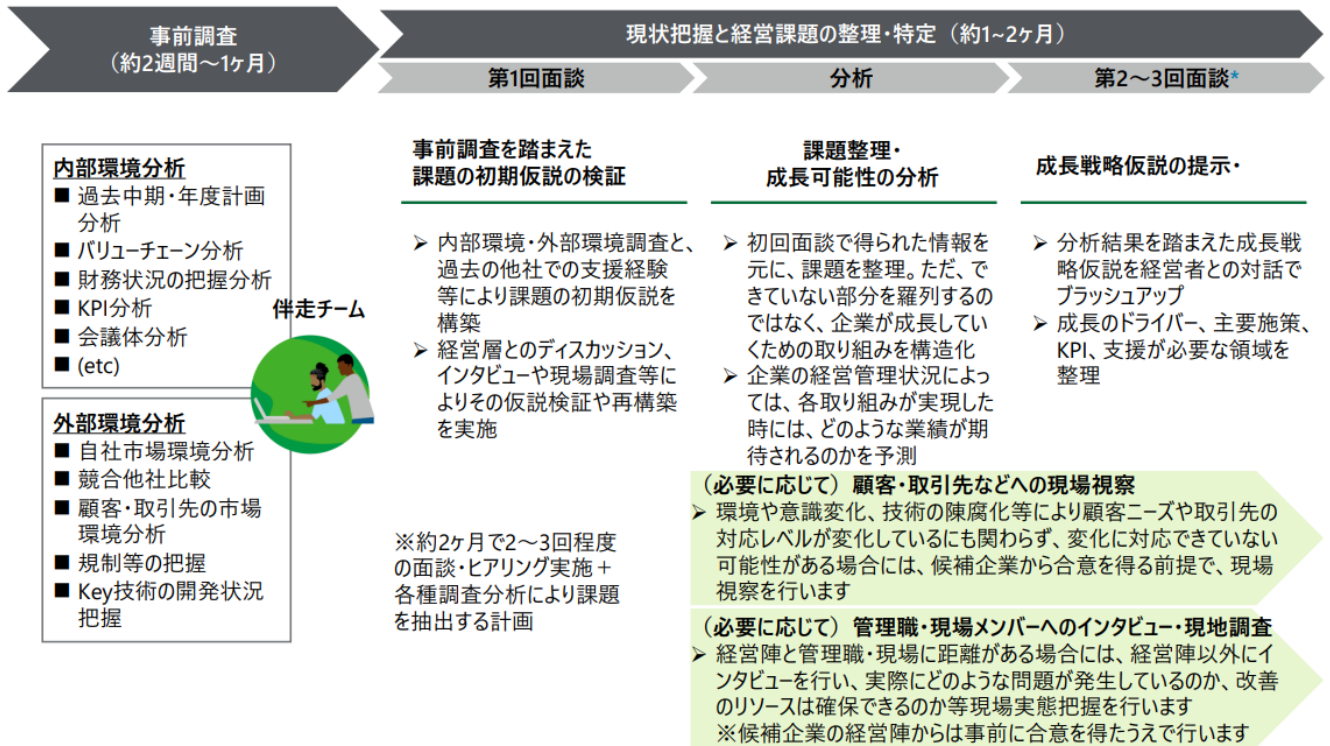
※本事業による支援を受けたことをもって、必ずしも翌年度に実施する「公募型伴走支援事業」の採択を受けられるものではありません。

2 支援内容

-
- ・ 本事業では、旭川市内に本店を有し、高い成長意欲を持つ中小企業約10社程度を支援先企業として選定します。
 - ・ 選定された支援先企業に対し、合同会社デロイトトーマツ（以下「支援者」という。）が、経営・事業上の本質的な課題を抽出する支援を実施します。
 - ・ 支援にあたっては、提出資料等に基づく事前調査及び経営者や社員等に対するインタビュー、現場視察等を通じて、以下の観点から企業の現状を多面的に分析します。（次ページ参照）
 - ・ 市場環境・競合動向等の外部環境分析
 - ・ 財務状況・収益構造等の分析
 - ・ 自社の事業内容や組織体制等の内部環境分析
 - ・ 各社おおむね1～2か月程度を支援期間とし、3回程度の面談・ヒアリングを行います。
 - ・ 分析及びヒアリング結果を踏まえ、支援先企業が抱える本質的な課題を整理・優先順位付けしたうえで、課題解決に資する打ち手の方向性を整理します。
 - ・ 最終的に、課題抽出および打ち手整理の結果を資料として取りまとめ、今後の成長や効果的な支援施策の活用につなげるための情報を提供します。

※本支援は課題抽出および打ち手の整理までを対象とし、具体的な実行支援は含みません。

【分析作業のイメージ】



伴走チーム

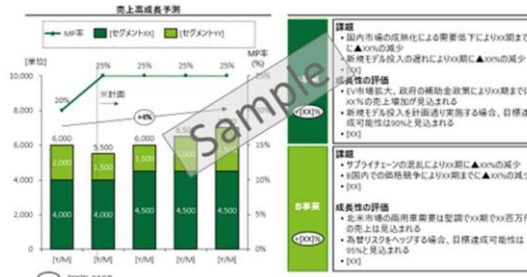


【分析内容のイメージ】

内部環境分析

成長性分析 | 売上高

[Y/M]期以降、[セグメントXX]では[XX]となる前提とし、[Y/M]期の売上高[XX]と予測されます



財務分析

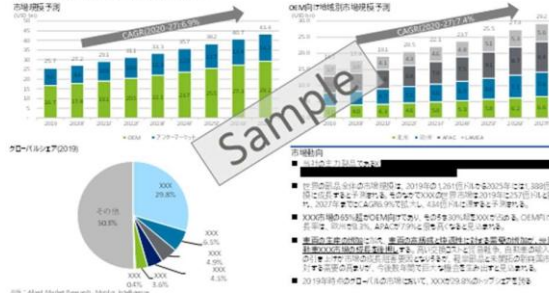
		(百万円)					24/9期実績		25/3月実績	
		2019	21	22	23	24	24/9	25/3	24/9	25/3
BS	流動資産	2019	21	22	23	24	24/9	25/3	24/9	25/3
	現金・預金	2019	21	22	23	24	24/9	25/3	24/9	25/3
PL	売上高	2019	21	22	23	24	24/9	25/3	24/9	25/3
	売上高	2019	21	22	23	24	24/9	25/3	24/9	25/3
CF	営業活動	2019	21	22	23	24	24/9	25/3	24/9	25/3
	営業活動	2019	21	22	23	24	24/9	25/3	24/9	25/3

市場環境分析

事業環境分析

1. 外部環境分析 / 部品グローバル市場

市場は年率成長率で7%前後成長する見通しで、車両の高級化と快速化に対する需要の増加が成長を後押しすると見込まれている



ヒアリング整理

マネージャーを中心とした製造現場での巻き取り力や実行力は卓越している一方、今後の成長を見据えると、標準化やデータドリブンな改善の推進が求められていると考えております

工場マネージャーへのヒアリング結果サマリ

品質・性能性	品質・性能性
コスト・価格	コスト・価格
納期・リードタイム	納期・リードタイム
生産性・効率性	生産性・効率性
安全性・リスク	安全性・リスク
環境・社会	環境・社会

課題優先順位付け

改善に向けては、すぐに着手して効果があるものはクイックに進めつつも、しっかりとデータと蓄積したうえで生産計画や標準書を作成していく必要があると考えております

改善に向けたステップ (デロイト想定)



3 申請要件

以下の 1～6 までの要件を全て満たす中小企業とします。また、6 については支援先企業の選定にあたって加点します。

【必須項目】

1. 地域企業^{※1}であること。
2. 最新期の売上高が概ね 10 億円以上であること。
3. 最新期において、債務超過でないこと（債務超過である場合には、早期に解消が見込まれること）。
4. 申請時点において税の未納がないこと。
5. 次に掲げる業種又は企業でないこと。
 - ・ 旭川市暴力団排除条例（平成 26 年 3 月 25 日条例第 16 号）第 2 条第 1 号および第 2 号に規定する暴力団または暴力団員、もしくは同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者
に該当する企業
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業及びこれらに類似する業種
 - ・ 各種法令等に違反している企業
 - ・ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない企業
 - ・ 特定の政治、思想又は宗教の活動を行う企業
 - ・ その他これらに準ずる業種又は企業

【加点項目】

6. 100 億宣言^{※2}を実施していること。

※本事業の申請時点で 100 億企業成長ポータルサイトに未掲載の場合であっても、申請を完了していることが確認できる場合は、対象とします。

※1 地域企業について

次に掲げるいずれにも該当する者をいう。

- (ア) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 号に規定する会社又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 3 条第 2 項に規定する特例有限会社であること。または資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合にあっては、常時使用する従業員数が 2000 人以下）であること
- (イ) 登記されている本店の所在地が本市の区域内であること

(ウ)資本金の額又は出資の総額が１０億円以上（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合にあっては、常時使用する従業員数が２０００人超）の法人（中小企業投資育成株式会社法（昭和３８年法律第１０１号）第１条に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成１０年法律第９０号）第２条第２項に規定する投資事業有限責任組合を除き、以下「大企業」という。）との関係において、次に掲げる会社のいずれにも該当しないこと

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している会社
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している会社
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている会社
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③のいずれかに該当する会社が所有している会社
- ⑤①～③に該当する会社の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている会社

※2 100 億宣言について

「１００億宣言」とは、中小企業庁が実施する政策で、売上高１０億円～１００億円未満の中小企業が対象とされています。これは、中小企業の皆様が飛躍的成長を遂げるために、自ら、「売上高１００億円」という野心的な目標を目指し、実現に向けた取組を行っていくことを宣言するものです。詳細は下記の中小企業庁 HP をご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/100oku/index.html>

4 申請方法

(1) 募集期間

令和 8 年 7 月 13 日（月）から募集を開始します。

※支援予定件数 10 社程度

(2) 申請書類

1. 申請書（様式第 1 号）
2. 申請者概要（様式第 2 号）
3. 企業パンフレット（企業概要が分かるもの）
4. 事業概要（様式第 3 号）
5. 申請日までに確定している直近 3 期分の以下の書類
※設立から 3 年未満の場合は対象外となります。
 - ・ 貸借対照表
 - ・ 損益計算書
 - ・ 売上原価、販管費及び一般管理費の明細書
 - ・ 確定申告書類の「法人事業概況説明書」の写し
6. 履歴事項全部証明書の写し（発行から 3 ヶ月以内）
7. 旭川市税の滞納がないことの証明書の写し（発行から 3 ヶ月以内）
8. 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書の写し（発行から 3 ヶ月以内）
9. その他旭川市長が特に必要と認めた書類

(3) 申請書の提出

不備・不足のないことを確認の上、締め切りまでに以下の提出先宛てにデータでご提出ください。郵送での提出は受け付けません。

【提出先】※メールによる提出のみ

「旭川中核企業成長支援事業」事務局合同会社デロイトトーマツ

Mail : r8_asahikawa_seityoushien@tohmatu.co.jp

【留意点】

- ・ メールタイトルは「旭川中核企業成長支援事業に係る申請書類の提出について」としてください。
- ・ データのサイズが 10MB を超える場合には受信できない場合がありますので、データファイルを圧縮又は分割するなどしてご提出ください。

- ・ 申請後 3 営業日以内にメール受領の返信がない場合には、お手数ですが担当課までご連絡ください。(合同会社デロイトトーマツ 080-3556-3827)

5 選考について

本事業の支援先企業は、申請要件を満たしていることを確認したうえで、審査項目に基づき選考し、決定いたします。審査は、受付したもののから順次行いますが、受付順に支援対象企業を決定するものではありません。

6 その他の注意点

1. 本事業を通してご提供いただいた情報は本事業の推進のために利用するものとし、旭川市、支援者及び審査に関与する外部有識者に提供します。
2. 本事業や本市経済施策に関する調査へのご協力を依頼する場合があります。また、本市の他の支援施策等についてご案内をする場合があります。
3. 支援先企業は、支援者による支援を積極的に受け、必要となる書類提供及びヒアリング等に誠意を持って対応してください。進捗状況等は旭川市や支援者に正しく報告し、進捗が思わしくない場合には、その原因を整理のうえ、旭川市や支援者と協議し対策を行ってください。
4. 旭川市及び支援者は支援先企業の課題解決や目標達成を保証するものではなく、本事業における結果については一切の責任を負わないものとします。また、本事業において、支援先企業にいかなる損害が発生したとしても、旭川市及び支援者は支援先企業に一切の責任を負わないものとします。
5. 次のいずれかに該当する場合には、支援期間中であっても、本事業による支援を終了することがあります。
 - ・ 申請要件のいずれかに該当しなくなった場合
 - ・ その他、旭川市が支援の継続を認めない合理的な理由がある場合

本事業は旭川市が合同会社デロイトトーマツに委託して実施するものです

【問合せ・申請先】

「旭川中核企業成長支援事業」事務局

合同会社デロイトトーマツ

Mail : r8_asahikawa_seityoushien@tohatsu.co.jp